

長南町農地利用最適化推進委員
募集要項

令和6年3月

長南町農業委員会

農地利用最適化推進委員の募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき、長南町農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集します。

1 募集内容

(1) 定数（募集人数）

地区	区域	担当する地域	定数
長南	第1区域 第2区域	長南、笠森、深沢、蔵持 坂本	2人
豊栄	第1区域 第2区域 第3区域	米満、千手堂、関原、須田 千田、又富、棚毛 岩川、本台、今泉	3人
東	第1区域 第2区域 第3区域	小野田、中原 上豊原、給田、地引、小生田 下豊原、芝原	3人
西	第1区域 第2区域 第3区域	佐坪、市野々 山内、水沼 岩撫、竹林、茗荷沢、小沢、報恩寺	3人
計			11人

(2) 任期 委嘱の日から令和9年7月28日まで

(3) 身分 長南町の特別職の非常勤職員

(4) 職務内容

- ア 担当区域の総会案件等の現地調査及び総会に出席し意見を述べる
- イ 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に係る指導などの現場活動、現地調査、農業委員への提言等
- ウ 日常業務における農地パトロール
- エ 農地の利用状況調査、利用意向調査等
- オ 「地域計画」策定、変更に関する協力等
- ※ 農業委員と連携して業務を行います。

(5) 報酬 月額33,000円

(6) その他

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦、応募することは可能ですが、両方を兼任することはできません。また、複数の担当地区に推薦、応募することは可能ですが、選任後に担当する区域は一区域となります。

2 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、農地利用最適化推進委員選任予定日において、次に掲げる者でない者とする。

- (1) 長南町に住所を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 長南町の常勤職員
- (5) 長南町暴力団排除条例第2条に規定する者

3 推薦及び応募に係る手続き等

(1) 推薦及び応募の方法

ア [個人推薦] 長南町に住所を有する農業者からの推薦（推薦者3名以上）

イ [団体等推薦] 農業者が組織する団体その他団体からの推薦

ウ [応募] 一般募集

(2) 提出書類

区 分	提出書類
ア [個人推薦] 長南町に住所を有する農業者個人からの推薦	第1号様式
イ [団体等推薦] 農業者が組織する団体その他関係団体からの推薦	第2号様式
ウ [応募] 一般募集	第3号様式

※ア、イについて、複数の者が共同で推薦をする場合で、推薦者に個人と法人・団体の両方が存在する時は、別紙（第1号様式）及び別紙（第2号様式）に適宜記載し提出してください。

※提出された書類の返却は致しません。

(3) 提出先 長南町農業委員会
〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南 2 1 1 0 番地

(4) 受付期間 令和 6 年 4 月 1 5 日(月)から同年 5 月 1 0 日(金)まで
(土、日曜日及び祝日を除く)
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 選任方法

提出された推薦書・応募申込書の内容、長南町の農業の発展に資する方であるか、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるか等を総合的に審査し、最適化推進委員候補者を決定したうえで、当該候補者について、長南町農業委員会総会において推進委員を選任し、委嘱します。

5 情報の公開

法令等の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に、委員候補者として、推薦及び応募された方の氏名、職業、年齢、性別等推薦用紙、応募用紙に記載された事項を長南町ホームページ等に掲載し公表します。

6 問い合わせ先

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南 2 1 1 0 番地

長南町農業委員会事務局（長南町産業振興課内） 電話 0475-46-3397